

<仮訳ですので、使用に当たっては原文をご確認下さい。>

[https://www.gov.cn/zhengce/content/202406/content\\_6960152.htm](https://www.gov.cn/zhengce/content/202406/content_6960152.htm)

索引号:	000014349/2024-00052	主题分类:	国土资源、能源\矿产
文机关:	国务院	成文日期:	2024年06月22日
标题:	稀土管理条例		
发文字号:	国令第785号	发布日期:	2024年06月29日

## 中华人民共和国国务院令

### 第785号

《稀土管理条例》は、2024年4月26日の国务院第31回常务会议で採択され、ここに公布し、2024年10月1日から施行する。

总理 李强

2024年6月22日

## 稀土管理条例

### 第1条（立法目的）

希土類資源を効果的に保護及び合理的に開発・利用し、希土類産業の高品質な発展を促進し、生態に於ける安全を維持し、国家の資源と産業の安全保障を確保する為に、関係法令に基づいて本条例を制定する。

### 第2条（適用範囲）

本条例は、中華人民共和国領域内に於ける希土類の採掘、製錬及び分離、金属製錬、综合利用、製品流通、輸出入等の活動に、適用する。

### 第3条（業務実施原則）

希土類の管理業務は、党及び国家の路線、方針、政策、及び政策決定と展開を確実に実施し、資源保護と開発利用を同等に重視し、統一計画、安全性の確保、科学技術革新、グリーン開発の原則を遵守する。

### 第4条（希土類資源の所有者）

希土類資源は国家が所有するものに属しており、如何なる組織や個人も希土類資源を侵害或いは破壊したりしてはならない。

国家は法律に従って希土類資源の保護を強化し、希土類資源の保護的採掘を実施する。

### 第5条（総合計画の実施）

国家は希土類産業の発展のための総合計画を実施する。国务院工業情報化主管部門は国务院の関連部門と協力し、法律に従って希土類産業の発展計画を策定し組織的に実施する。

### 第6条（希土類産業の発展促進）

国家は、希土類産業の新技术、新プロセス、新製品、新材料、新設備の研究開発及び応用を奨励・支援し、希土類資源の開発・利用レベルを継続的に向上し、希土類産業の高度化、智

能化、グリーン開発を促進する。

#### 第7条（業務の担当部署）

国務院工業情報化主管部門は全国の希土類産業の管理業務に責任を負い、希土類産業の管理政策と対策の研究、策定、及び組織的な実施を行う。国務院天然資源主管部門等のその他の関連部門は、各自の職責範囲内に於いて希土類の管理に関連する業務を担当する。

県級以上の地方人民政府は、その地区に於ける希土類管理に関連する業務に対して責任を負う。県級以上の地方人民政府の工業情報化、天然資源等の関連主管部門は、職責に応じて業務を分担して希土類管理に関する業務を遂行する。

#### 第8条（希土類採掘企業の決定、公布）

国務院工業情報化主管部門は、国務院の関連部門と協力して希土類採掘企業及び希土類製錬・分離企業を決定し、一般に公布する。

本条の第1項に依って決定した企業を除き、その他の組織及び個人は希土類の採掘及び希土類の製錬・分離に従事してはならない。

#### 第9条（採掘権の取得等）

希土類採掘企業は、鉱物資源管理に関する法律、行政法規及び国の関連規定に従って採掘権、採掘許可を取得しなければならない。

希土類の採掘、製錬・分離等のプロジェクトへの投資は、投資プロジェクトの管理に関する法律、行政法規及び国家の関連規定を遵守しなければならない。

#### 第10条（総量規制管理）

国家は、希土類資源の埋蔵量及び種類差異、産業発展、生態保護、市場需要等の要因に基づいて、希土類採掘及び希土類製錬・分離に対して総量規制を実施し、併せて動的管理を最適化する。具体的な方法は国務院工業情報化主管部門が国務院天然資源、発展改革等の部門と協力して制定する。

希土類採掘企業及び希土類精錬・分離企業は、総量管理に関する国家の管理規定を厳格に遵守しなければならない。

#### 第11条（先進技術の奨励）

国家は、企業が希土類の二次資源を包括的に利用する為に、先進的で適用可能な技術、プロセスを利用することを奨励及び支援する。

希土類の総合利用企業は、希土類鉱物製品を原料とする生産活動を行ってはならない。

#### 第12条（環境汚染及び生産事故の防止）

希土類の採掘、製錬・分離、金属製錬、総合利用に従事する企業は、鉱物資源、省エネ・環境保護、クリーン生産、生産安全及び消防に関する法律法規を遵守し、合理的な環境リスク防止、生態保護、汚染防止及び安全保護の措置を講じ、環境汚染及び生産安全事故を効果的に防止しなければならない。

#### 第13条（違法採掘品の購入等の禁止）

如何なる組織及び個人も、違法に採掘又は違法に精錬・分離された希土類製品を購入、加工、販売、輸出してはならない。

#### 第14条（トレーサビリティ情報システム）

国務院工業情報化主管部門は、国務院の天然資源、商務、税関、税務等の部門と協力して、

希土類製品のトレーサビリティ情報システムを構築し、希土類製品の全プロセスに於けるトレーサビリティ管理を強化し、関係部門とのデータ共有を推進する。

希土類の採掘、製錬・分離、金属精錬、総合利用及び希土類製品の輸出に従事する企業は、希土類製品の仕向先記録システムを確立し、希土類製品の仕向先情報を事実に基づいて記録し、且つ希土類製品トレーサビリティ情報システムに入力しなければならない。

#### 第 15 条（輸出入管理）

希土類製品及び関連技術、プロセス、設備の輸出入は、関連する外国貿易、輸出入管理の法律、行政法規の規定を遵守しなければならない。輸出管理対象品目である場合には、輸出管理の法律、行政法規の規定も遵守しなければならない。

#### 第 16 条（備蓄管理）

国家は、実物備蓄量と鉱物産地備蓄量を組み合わせて、希土類備蓄システムを改善する。

希土類の実物備蓄量は政府備蓄及び企業備蓄と組み合わせることにより、備蓄の品種構成と数量を継続的に最適化する。具体的な方法は、国務院発展改革部門、財政部門が、工業情報化主管部門、食料及び資材備蓄部門と協力して制定する。

国務院天然資源主管部門は、国務院の関連部門と協力して、希土類資源の安全保障の確保の必要性に基づき、資源の埋蔵量、分布状況、重要性等の要素と組み合わせ、希土類資源の備蓄地を策定し、法律に基づいて監督管理及び保護を強化する。具体的な措置は、国務院天然資源主管部門が国務院の関連部門と協力して制定する。

#### 第 17 条（業界の責務）

希土類業界組織は、業界規範を確立・改善し、業界の自主管理を強化し、企業の法律遵守、誠実経営を指導し、公正な競争を促進しなければならない。

#### 第 18 条（監督・検査の実施）

工業情報化主管部門及び其の他の関連部門（以下、監督検査部門と総称する）は、関連する法律・法規及び本条例の規定に基づき、職責分担に応じて、希土類の採掘、製錬・分離、金属製錬、総合利用、製品流通、輸出入等の活動に対して、監督・検査を行い、違法行為に対して法律に従って迅速に処理しなければならない。

監督検査部門は監督検査を実施し、下記の措置を講じる権限を有する。

- (1) 被検査企業に関連文書及び資料の提供を要求する；
- (2) 被検査企業及びその関係者に質問し、監督検査事項に関する状況の説明を求める；
- (3) 違法行為が疑われる場所に立ち入り、捜査及び証拠を収集する；
- (4) 違法行為に関連する希土類製品、工具、設備を押収し、違法行為の現場を封鎖する；
- (5) 法律、行政法規に規定されているその他の措置；

検査を受ける企業及びその関係者は協力し、関連文書や資料を誠実に提供しなければならないが、拒否したり妨害したりしてはならない。

#### 第 19 条（監督検査職員の秘密保持）

監督検査部門が監督検査を実施し、監督検査員は 2 名以上とし、且つ有効な行政法執行証を提示しなければならない。

監督検査部門の作業員は、監督検査中に知り得た国家機密、商業秘密及び個人情報の秘密を守る義務がある。

## 第 20 条（採掘権未取得等での採掘）

本条例の規定に違反し、下記の行為の一つを行った場合、天然資源主管部門により法に従って処罰される。

- (1) 希土類採掘企業が採掘権、採掘許可を取得せずに希土類資源を採掘した、又は採掘権に登記された鉱区を超えて希土類資源を採掘した；
- (2) 希土類採掘企業以外の組織及び個人が希土類採掘に従事した場合。

## 第 21 条（総量規制違反の場合）

希土類採掘企業及び希土類製錬・分離企業が、総量規制管理規定に違反して希土類の採掘、製錬・分離を行った場合、天然資源及び工業情報化主管部門は、職責分担に応じて是正を命じ、違法に生産された希土類製品及び違法所得を没収し、且つ違法所得の 5 倍以上 10 倍以下の罰金を科す； 違法所得がない場合又は違法所得が 50 万元未満の場合、100 万元以上 500 万元以下の罰金を科す； 状況が深刻な場合、生産停止・営業停止を命じ、主要な責任者、直接責任を負う主管人員及び其の他の直接責任者に対して法に基づいて処罰する。

## 第 22 条（精錬・分離企業以外が精製・分離を行った場合）

本条例の規定に違反し、下記の何れかの行為を行った場合、工業情報化主管部門から違法行為の停止が命じられ、違法に生産した希土類製品及び違法所得、違法行為に直接使用した工具、設備を没収し、且つ違法所得の 5 倍以上 10 倍以下の罰金を科す； 違法所得が無い又は違法所得が 50 万元未満の場合、200 万元以上 500 万元以下の罰金を科す； 状況が深刻な場合、市場監督管理部門が営業許可を取り消す：

- (1) 希土類の製錬・分離企業以外の組織及び個人が精錬・分離を行った場合；
- (2) 希土類総合利用企業が、希土類鉱物製品を原料として生産活動を行った場合。

## 第 23 条（違法な希土類製品を購入した場合等）

本条例の規定に違反して、違法に採掘又は違法に製錬・分離された希土類製品を購入、加工、販売した場合、工業情報化主管部門は関連部門と共に違法行為の停止を命じ、違法に購買、加工、販売した希土類製品及び違法所得、違法行為に直接使用した工具、設備を没収し、且つ違法所得の 5 倍以上 10 倍以下の罰金を科す； 違法所得がない場合又は違法所得が 50 万元未満の場合、50 万元以上 200 万元以下の罰金を科す； 状況が深刻な場合、市場監督管理部門は営業許可を取り消す。

## 第 24 条（輸出入に於いて違反した場合）

希土類製品及び関連技術、プロセス、設備の輸出入に於いて、関連する法律、行政法規及び本条例の規定に違反する場合、商務主管部門、税関等の関連部門によって、職責に基づき法に従って処罰される。

## 第 25 条（仕向け先情報の不誠実記載の場合）

希土類の採掘、製錬・分離、金属製錬、総合利用及び希土類製品の輸出に従事する企業が、希土類製品の仕向け先情報を不誠実に記録し、且つ希土類製品トレーサビリティ情報システムに入力していない場合、工業情報化主管部門及び其の他の関連部門は、職責分担に応じて是正を命じ、企業に対して 5 万元以上 20 万元以下の罰金を科す； 是正を拒否した場合、生産停止・営業停止を命じ、且つ主要責任者、直接責任のある管理者及び其の他の直接責任者に対して 2 万元以上 5 万元以下の罰金を科す、企業に対しては 20 万元以上 100 万元以下の罰金を科す。

## 第 26 条（監督検査を拒否した場合）

監督検査部門が法に基づいて監督検査の職責を遂行することを拒否、妨害した場合、監督検査部門は主要責任者、直接責任を負う主要管理者及び其の他の直接責任者に対して是正を命じ、警告し、企業に対して 2 万元以上 10 万元以下の罰金を科す； 是正を拒否した場合、生産停止と営業停止を命じ、且つ主要責任者、直接責任を負う主要管理者及び其の他の直接責任者に対して 2 万元以上 5 万元以下の罰金を科す。企業に対して 10 万元以上 50 万元以下の罰金を科す。

## 第 27 条（省エネ・環境保護等に違反した場合）

希土類の採掘、製錬・分離、金属製錬、総合利用に従事する企業が、省エネ・環境保護、クリーン生産、安全生産及び消防に関する法律法規に違反した場合、関係部門はその職責に基づき法律に従って処罰する。

希土類の採掘、製錬・分離、金属製錬、総合利用及び希土類製品の輸出入に従事する企業の違法・規定違反行為は、関連部門によって法に従って信用記録に記入され、関連する国家信用情報システムに記録される。

## 第 28 条（監督検査職員の不正行為）

監督検査部門の職員が希土類管理業務に於いて職権乱用、職務怠慢、私的不正を行った場合、法に従って処分する。

## 第 29 条（公安管理違反の場合）

本条例の規定に違反し、公安管理違反となる場合、法律に従って公安管理の処罰を受ける； 犯罪を構成する場合、法に従って刑事責任を追及する。

## 第 30 条（用語の定義）

本条例に於ける用語は以下の意味である：

希土類とは、ランタン(La)、セリウム(Ce)、プラセオジウム(Pr)、ネオジウム(Nd)、プロメチウム(Pm)、サマリウム(Sm)、ユロピウム(Eu)、ガドリニウム(Gd)、テルビウム(Tb)、ジスプロシウム(Dy)、ホルミウム(Ho)、エルビウム(Er)、ツリウム(Tm)、イッテルビウム(Yb)、ルテチウム(Lu)、スカンジウム(Sc)、イットリウム(Y)等の元素の総称である。

製錬・分離とは、希土類鉱物製品を様々な種類の単一又は混合の希土類酸化物、塩、及び其の他の化合物に加工する生産プロセスを指す。

金属製錬とは、単一又は混合の希土類酸化物、塩類及び其の他の化合物を原料として、希土類金属又は合金を得る製造プロセスを指す。

希土類二次資源とは、希土類元素を含有して再び使用価値のあるものすることのできる固形廃棄物を指す。これには、希土類永久磁石廃棄物、使用済み永久磁石、及び其の他の希土類含有廃棄物が含まれますが、これらに限定されない。

希土類製品には、希土類鉱物製品、各種希土類化合物、各種希土類金属及び合金等を含む。

## 第 31 条（その他のレアメタルの管理）

希土類以外の其の他レアメタルの管理については、国务院の関連主管部門が本条例の関連規定を参照して執行することができる。

## 第 32 条（施行日）

本条例は 2024 年 10 月 1 日から施行する。